## 朝倉市手話言語条例を制定しました!

(平成29年4月1日施行)

条例の概要は?

手話への理解促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民・事業者の 役割を定めています。

条例の目的

手話を言語として認識し、手話への理解を広げ、ろう者とろう者以外の人々が、共生することのできる地域社会を実現すること。

ろう者が、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されること。

「手話」とは?

聞こえに障がいのある人たちの生活の中から育まれた言語で、手指や体の動き、表情を使って視覚的に 表現する"目で見ることば"です。

手話を言語としてコミュニケーションを図る人たち。 「ろう者」とは?

## 市の責務

- 基本理念にのっとり、市民の手 話への理解を促進し、手話によ る意思疎通が可能な環境を整備 する。
- ・手話による情報取得の機会拡大
- ・手話による意思疎通の支援など

## 市民の役割

- 手話への理解を深める。
- 市が推進する施策への協力に努



## 事業者の役割

ろう者が利用しやすいサービス の提供及び働きやすい環境の整 備に努める。













「よろしくお願いします」









条例及び手話に関する お問い合わせは・

朝倉市福祉事務所 障がい者福祉係 TEL/0946-28-7551 FAX/0946-22-5199 E-mail:fukushi-syougai@city.asakura.lg.jp